

市立高教組ニュース 第1号

2012年6月14日(木)

発行 仙台市立高等学校教職員組合
〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10
仙台市国分町分庁舎 TEL(022) 262-2289
書記長 佐竹 誠

市労連 夏期交渉

- ◆ ボーナス6月29日支給 (1.9ヶ月)
- ◆ 錬成休暇は5日(6月15日～10月31日)
- ◆ 子看休暇の対象を小学3年から小学6年に
- ◆ 短期介護休暇の取得要件の緩和
- ◆ 育児休業者の期末手当の減額不利益を改善

2012年の夏期交渉は、5月15日の団体交渉からはじまりました。しかし、当局の一次回答は右記のような昨年の回答を一步も出ないものでした。交渉の中で市労連は、震災業務で多数の1年雇用の臨時職員がいる中で錬成休暇に格差があることは好ましくないこと、正規も臨時も一律に付与することを求めるとともに、年金支給の繰り延べや再任用職員の格付けや給料水準についての早期の協議を求めました。

これに対して当局は、震災復旧・震災復興に他都市から応援を受けている状況で錬成休暇を増やすことは困難とし、再任用については国の動向を見て対応したいと回答しました。

例年、夏期交渉において条例事項がない場合には、6月議会の開始までが交渉期間のリミットとなることから6月6日をめどに日程が設定されました。その期間に団体交渉3回と中央委員会3回、三役折衝4回がもたれました。市労連はその中で、5月28日の中央委員会において12年度の重点課題を7項目に絞り込み、交渉を重ねてきました。その最重点課題は、錬成休暇5日の全職員一律付与でしたが、当局は前記の理由を根拠に頑なな態度に終始しました。

しかし、市労連が最重要課題とした、錬成休暇5日の全職員一律付与を実現していくには、一步でも前進させるべく週4日勤務の再任用職員の錬成休暇

を4日とすべきだ(3日勤務職員より年間45日も多く出勤)として当局に対し強く要求しましたが、震災復旧のため他都市から応援職員の派遣をもらっているなかでは困難である固辞しました。このような厳しいやり取りの中で譲歩を引き出したのが、市労連の重点課題として掲げた錬成・年次有給休暇の消化促進、諸休暇と育児休業の改善についてでした。それが6月6日午後8時まで及んだ最終団交で示された二次回答です。

市労連の団体交渉妥結をうけて、市立高教組は翌日、執行委員会後に市教委と協議し、早急に決めなければならない錬成休暇取得期間を例年通り6月15日から10月31日とし、短期介護休暇と子の看護休暇、育児休業に関する制度変更を周知期間も設けなければならないことから、2012年7月1日施行と確認しました。休暇の消化については職場での実態をみながら協議していくことにしました。

【一次回答】

5月15日

- 1 夏期の期末・勤勉手当については、6月29日に現行条例の定めるところにより支給したい。
- 2 本年度の正職員の夏期錬成休暇については5日とする。ただし、交通局の正職員については4日とする。また、再任用職員及び短期雇用の臨時的任用職員については、3日とする。その具体的な取り扱いについては、単組交渉としたい。
- 3 その他の諸休暇の改善に関する要求については、現行制度で了解されたい。

【二次回答】

6月6日

- 1 夏期錬成休暇の完全消化推進と年次有給休暇の数値目標設定については、その取り組みに努めるものとし、その具体的な取り扱いについては単組交渉とする。
- 2 子の看護休暇について、取得できる職員を、12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員とする。
- 3 短期介護休暇の取得要件について、介護が必要である期間を5日以上とする。ただし、要介護者が、子の看護休暇の対象となる子である場合を除く。
- 4 期末手当に係る在職期間の計算について、国の例に準じ、承認された育児休業の期間が1カ月以下である場合には、当該育児休業の期間は在職期間から除算しないものとする。
- 5 上記以外の要求については、前回の回答でご了承いただきたい。

夏期交渉に係わる短期介護休暇・子の看護休暇・育児休業制度の改正

(施行7月1日)

諸制度	事項	現 行	改正後	改善点
短期介護休暇	対 象	1 親等の親族。2 親等及び任命権者が認める親族で同居している者。	1 親等の親族。2 親等及び任命権者が認める親族で同居している者。	
	取得事由	負傷、疾病、又は老齢による 2 週間以上日常生活に支障がある者の介護や通院等の付き添い、介護サービスの代行手続き等。	負傷、疾病、又は老齢による <u>5 日間</u> 以上日常生活に支障がある者の介護や通院等の付き添い、介護サービスの代行手続き等。ただし、子の看護休暇の対象となる子である場合を除く。	要件の緩和
	期 間	1 年度を通じ、要介護者 1 人の場合 5 日。2 人以上 10 日。	同左	
	取得単位	1 日又は 1 時間	同左	
	手 続	特別休暇届 2 週間以上日常生活に支障がある診断書の写し。ただし、対象者が 60 歳以上の場合は、申立書で代用する。	特別休暇届 <u>5 日間</u> 以上日常生活に支障がある診断書の写し。ただし、対象者が 60 歳以上の場合は、申立書で代用する。	
	備 考	医師の診断書に介護が明記されていない場合は所属長の証明を付ける。	同左	
子の看護休暇	対 象	職員が養育する子で、9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 (配偶者の子を含む)	職員が養育する子で、 <u>12 歳</u> に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 (配偶者の子を含む)	対象の拡大
	取得事由	負傷、又は疾病に罹った子を看護及び子の疾病予防に必要な場合。(予防接種や健康診断)	同左	
	期 間	1 年度を通じ、対象となる子が 1 人の場合 5 日以内。2 人以上 10 日以内。	同左	
	取得単位	1 日又は 1 時間	同左	
	手 続	特別休暇届 医療機関の領収書、レシート等診療を受けたことを確認できるもの。	同左	
	備 考	乳幼児医療助成等の受給により領収書がない場合は薬剤明細書、日時入りの薬袋。	同左	
育児休業	対 象	3 歳未満の子を養育する全ての職員。(親が養育できる者は除く)	同左	
	取得事由	職員が養育せざるを得ない場合。	同左	
	期 間	子が 3 歳に達する日までの必要な期間	同左	
	取得単位	養育のために休業が必要な期間。	同左	
	手 続	取得の 1 カ月前までに必要書類を添えて申請。	同左	
	備 考	期末手当の算定の際、育児休業取得期間の 1/2 が期間率計算際に除算される。	6 月 1 日と 12 月 1 日の基準日以前 6 か月以内の期間において <u>育児休業期間が 1 か月以下の職員については、期間率計算の際に除算しない。</u>	不利益除去